



DBJ

日本政策投資銀行
Development Bank of Japan

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調に合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。

日本政策投資銀行ディスクロージャー誌

2001

DBJ

目次

ご挨拶	1
日本政策投資銀行のプロフィール	2
適正な業務運営の仕組み	4
Q&A	9
最近のトピックス	16
サステナブル・ディベロップメントへの取組み	20

活動状況 21

日本政策投資銀行の業務分野と 平成13年度投融资計画	22
自立型地域創造	24
豊かな生活創造	28
経済活力創造	33
社会資本整備促進	37
出資・保証	38
プロジェクト支援活動	39
情報提供活動	41
対内投資促進および地域国際化支援活動	44
国際協力活動	45

財務状況 46

資料編 56

日本政策投資銀行法	57
日本政策投資銀行中期政策方針	60
中期政策方針の実施状況に係る検討について	61
日本政策投資銀行投融资指針	64
役員	66
組織図	68
(参考1) 日本政策投資銀行の業績推移	69
(参考2) 日本開発銀行の業績推移	70
(参考3) 北海道東北開発公庫の業績推移	72
本支店・事務所等照会先	74
本支店・事務所等所在地	76



ご挨拶

日本政策投資銀行は、平成11年10月、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継し、新しい時代にふさわしい総合政策金融機関として再スタートを切りました。

新銀行設立以降は、(1)自立型地域創造、(2)豊かな生活創造、(3)経済活力創造を重点分野とし、地域における中心市街地活性化や交通基盤整備、風力発電などの自然エネルギー開発や環境対策、IT革命に対応した情報通信ネットワークの整備などに取り組んでいます。また、政府の経済対策に沿って、信用収縮(いわゆる貸し渋り)対策(平成12年度末まで実施)、事業再生など、緊急に対応すべき政策的要請にも応えています。

当行の母体を成す両機関は、それぞれの歩みの中で「全国的な」と「地域の」といった相互補完的な視座を保ちつつ、政策金融機関として審査・評価機能や時代の先を見通す眼をノウハウとして蓄積してまいりました。

当行の業務は、政策性が高いにもかかわらず民間金融機関だけでは十分な対応が期待できない事業に対して、長期・低利資金の融資や出資などの資金供給機能を果たすことはもちろん、旧機関の時代から長年培ってきたプロジェクト形成ノウハウによる知的支援や、PFI・プロジェクトファイナンスなどの新しい事業手法・金融手法の活用、経済社会の変化や政策要請を先取りした情報の生産・発信などにも積極的に取り組んでいます。当行は、こうした金融・プラス・アルファの機能を発揮する「ナレッジバンク」として、新しい発想のもとに、政策金融の役割を果たしてまいります。

一方で、民業補完、償還確実性の原則を堅持しつつ、業務の透明性やアカウンタビリティの確保に努め、適切な業務運営にも取り組む所存です。

今後も引き続き、時代の要請に対的確かつ効率的に対応し、新しい世紀の日本経済に大いに貢献できる機関でありたいと考えております。

この冊子は、当行の業務内容や最近の業績などをわかりやすくご紹介したディスクロージャー資料です。この他インターネットホームページ等も活用しつつ、当行に対するご理解を一層深めていただけるよう不断の努力を続けてまいります。

日本政策投資銀行に対しまして、今後とも一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月1日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継して設立されました。
また、当行は地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継いでいます。

● 目的

一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、

- (1) 経済社会の活力の向上および持続的発展
- (2) 豊かな国民生活の実現
- (3) 地域経済の自立的発展

に資するため、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。

● 資本金 (平成13年3月末現在)

資本金は10,394億円 (全額政府出資) となっています。

● 職員数 (平成13年3月末現在)

職員数は1,385名となっています。

● 業務内容

当行は、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援していきます。

(1) 長期資金の供給等 (出融資、債務保証等)

長期・低利の良質な資金供給等により、民間金融機関と協調して政策性の高いプロジェクトの支援を行います。

(2) プロジェクト支援

政策性が高いプロジェクトの円滑な形成を促進するためにさまざまなノウハウや出融資機能等を活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援していきます。

(3) 情報発信

国内・海外のネットワークを活用し、内外の重要な経済、社会、産業および地域の動向等に関する調査・研究活動を行うとともに幅広い情報提供を行います。

● 業務運営上の特色

(1) 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行は、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針 (「中期政策方針」) に従って業務を行い、各事業年度毎に「投融資指針」を作成、公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討・公表します。

(2) 民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止を規定し、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとしています。

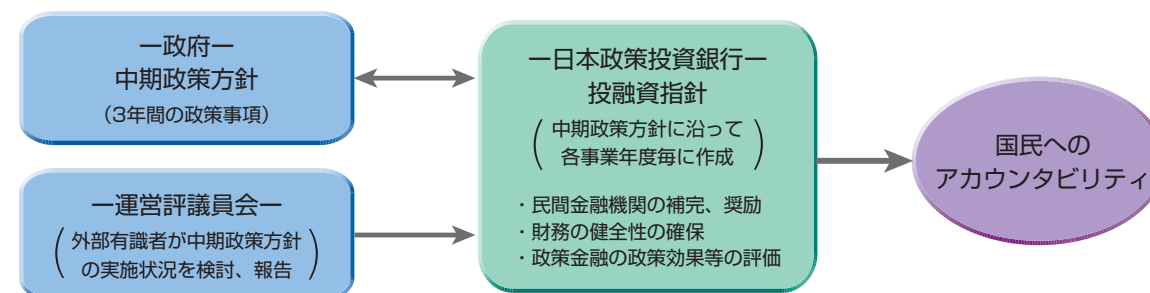
(3) 財務の健全性の確保

当行は、償還確実性および収支相償の原則を踏まえ、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

(4) 政策効果等の評価

当行は、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めています。

業務運営上の特色



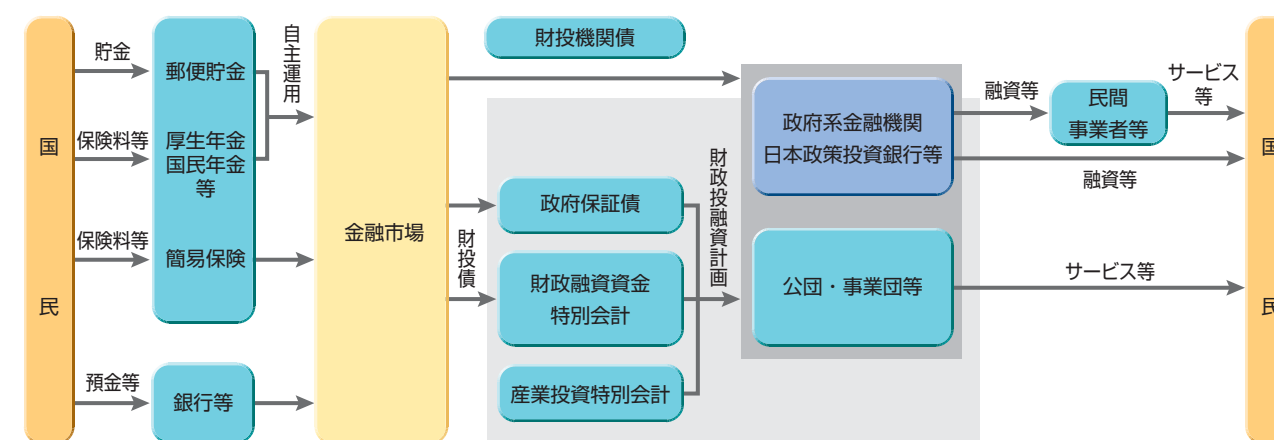
● 投融資計画

当行の出融資予算や対象分野は、毎年の政策要請に応じて、財政投融資計画とともに国会で審議・議決されます。また各年度毎の決算についても国会に提出されます。平成13年度の投融資計画は1兆6,000億円となっています。

● 新たな財政投融資のしくみ

平成13年度より財政投融資制度の改革が実施され、郵貯・年金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更となりました。これにより、財政投融資制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与することとなります。当行も財投改革の趣旨に沿った積極的な対応を図るため、平成13年度に財投機関債1,000億円を発行する予定です。

財政投融資のしくみ



(参考) 日本政策投資銀行の格付取得状況 (平成13年7月現在)

財投機関債の格付取得状況 (発行体格付または予備格付)

Moody's	S&P	R&I	JCR
Aa2	AA	AAA	AAA

(注1) 財投機関債に政府保証は付されておりません。
(注2) Moody's : ムーディーズ・インベスターズ・サービス
S & P : スタンダード・アンド・プアーズ
R & I : 格付投資情報センター
JCR : 日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券	Aa1	AA+
円建て国外債券		
国内債券	Aa2	-

重点分野と業務内容



日本政策投資銀行は、多層的な確認プロセスにより政府機関として求められる業務の透明性やアカウンタビリティの確保に努めています。また、金融機関として持つ様々なリスクの管理にも取組み、適正な業務運営が図られるよう努めています。

1. 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行では、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針（「中期政策方針」）に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。

「中期政策方針」については、P60をご参照ください。
「投融資指針」については、P64をご参照ください。

2. 運営評議員会

当行では、日本政策投資銀行法第24条に基づき、「運営評議員会」を設置し、外部有識者である評議員の皆さんに、当行「中期政策方針」に記載された事項に係る業務の実施状況をご検討いただき、透明性向上の観点から、その検討結果を公表していきます。

1. 運営評議員会の概要

- (1) 定員：8人以内
- (2) 任命：学識経験者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命
- (3) 任期：4年
- (4) 会長：総裁の指名により定め、会長は、会務を総理

2. 評議員名簿 （五十音順、敬称略。◎は運営評議員会会長）（平成13年6月末現在）

- 茅 陽一 (財)地球環境産業技術研究機構副理事長
- 岸 暁 (株)東京三菱銀行取締役会長
- 清水 仁 東京急行電鉄(株)代表取締役会長
(社)日本民営鉄道協会会長
- 新宮 康男 住友金属工業(株)相談役名誉会長
前(社)関西経済連合会会長
- 杉田 亮毅 (株)日本経済新聞社代表取締役副社長
- ◎豊田 章一郎 トヨタ自動車(株)取締役名誉会長
(社)経済団体連合会名誉会長
- 新村 保子 (株)住友生命総合研究所常務取締役
- 森地 茂 東京大学大学院工学系研究科
社会基盤工学専攻教授

3. 開催実績

- ・第1回(平成11年12月15日)
 - ①日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方
 - ②政策金融評価の考え方について
- ・第2回(平成12年2月10日)
 - ①平成12年度投融資計画について

②「経済活力創造」への取組み－経済構造改革・新技術開発－

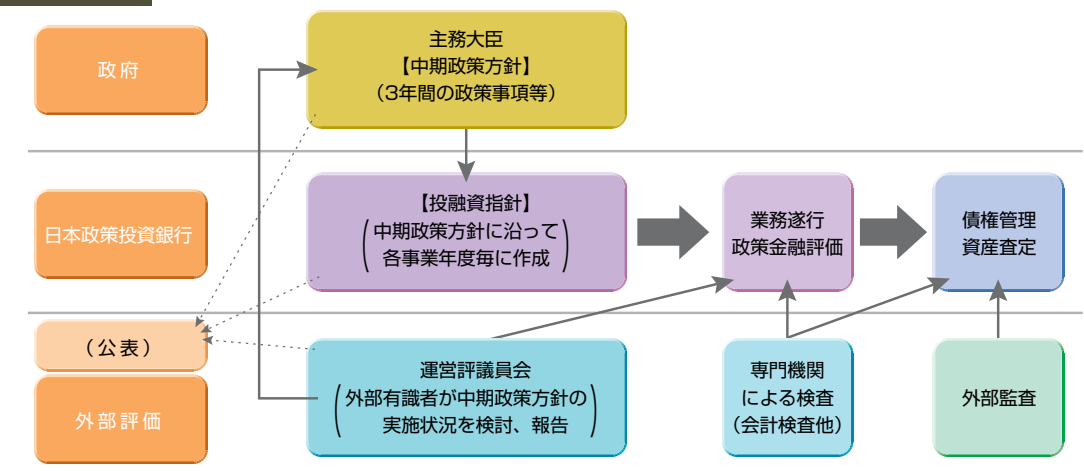
- ・第3回(平成12年4月28日)
「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策
- ・第4回(平成12年7月3日)
 - ①平成11年度決算概況
 - ②「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取組み
- ・第5回(平成12年9月12日)
 - ①平成13年度概算要求について
 - ②情報通信分野における政策銀行の取組み
～ケーブルテレビ事業を事例として～
- ・第6回(平成13年2月15日)
 - ①平成13年度投融資計画について
 - ②「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取組み
 - ③中期政策方針の実施状況にかかる検討について(経過説明)

- ・第7回(平成13年4月19日)
「我が国におけるベンチャービジネスの現状と本行の対応について」
- ・第8回(平成13年7月2日)
 - ①平成12年度決算概況
 - ②「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取組み

4. 中期政策方針の実施状況に係る検討について(経過説明)

運営評議員会における検討状況については、これまで開催毎にその議題と説明資料を公開してきました。運営評議員会では、平成13年3月に現行の中期政策方針に基づく日本政策投資銀行の業務の実施が約1年半を経過したことに鑑み、経過説明として評議員から表明された意見を含めて、これまでの検討状況を取りまとめました。P61をご参照下さい。

業務運営の仕組み



3. 法令遵守の体制

当行では、日本政策投資銀行法に基づき監事が業務全般を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、毎年度の決算は国会に提出されています。また、当行では、政策金融機関としての社会的使命と責任を踏まえ、法令等の遵守体制の構築を業務運営上の重要課題と促え、法令等の遵守が確保されるために必要な措置の実施等について以下の様な組織的な取組みを行っています。

- ① 行内ルールの整備
コンプライアンスに関する基本方針および行内体制の整備等についての行内ルールの整備を行いました。
- ② コンプライアンス委員会の設置
コンプライアンスに関する事項の審議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の把握、行内体制の整備等について審議を行うこととしています。

③ コンプライアンス統括部の設置

組織規定において、コンプライアンスに関する事項を統括する部署として、総務部を明定しています。総務部では、コンプライアンスに関する事項の企画・立案を担当し、関係部と連携しながら当行のコンプライアンス体制の構築に取り組んでいます。

④ コンプライアンス・オフィサーの設置

コンプライアンス関連事項の各部店での報告・相談窓口、また統括部等関連部店との連絡役として、各部店にコンプライアンス・オフィサーを設置し、各部店でのコンプライアンスの円滑な実践を図っています。

⑤ 検査部による検査の実施

他のセクションから独立した検査部が、本店およびすべての支店に対して年1回程度実地検査を行い、法令および行内規定を遵守した適切な事務処理の実施状況を確認しています。

4. 情報セキュリティの体制

当行では、ネットワーク化の進展等による金融機関としてのシステムリスク管理の重要性の高まり、および政府の「情報セキュリティ対策推進会議」における「サイバーテロ対策特別行動計画」の決定等を受け、システムリスク管理のための行内体制の整備について、以下の様な取組みを行っています。

- ① 情報セキュリティポリシーの策定
当行の情報システムの安全対策に関する統一方針として、情報セキュリティポリシーを制定しました。
- ② 情報セキュリティ委員会の設置
システムリスク管理に関する審議機関として情報セキュリティ委員会を設置し、システムリスク管理体制の基本方針、行内ルールの整備方針等について審議を行っています。

③ 情報セキュリティ管理部門の設置

情報セキュリティの維持管理を一元的に行うために、総務部に情報セキュリティ部門を設置し、ルールを遵守したシステム利用が行われていることの日常的な確認を行っています。

④ 情報資産管理者の設置

各部店における安全対策実施の責任者として、各部店に情報資産管理者を設置しています。

⑤ 情報セキュリティ監査の実施

他のセクションから独立した検査部が、年1回、ルールに基づいたシステム利用が行われているかどうかの検証を行います。

5. 政策金融評価

当行は、行政活動の一端を担う政策金融機関として、その活動の成果を政府・国民に対して説明する責任（アカウンタビリティ）を有しています。行政評価・政策評価は、欧米の先進事例を参考に、政府・自治体においても取組みが進められています。当行も、アカウンタビリティの確保とよりよい業務運営のために、政策金融評価の導入に向けた取組みを進めています。

1. 政策金融評価の仕組み

当行は、主務大臣の作成する中期政策方針に従って業務を行い、運営評議員会でその実施状況の外部評価を受けることが法律上定められています。政策金融評価は、この枠組みの中で、個々の投融资案件（個別案件）や投融资制度（プログラム）の評価を行ってまいります（下図「日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメント・サイクル」参照）。

具体的には、①個別案件評価（投融资案件ごとに対象事業の政策的性と投融资の意義を評価）、②プロ

ラム評価（投融资制度の有効性の評価）、③プロジェクト評価（重要案件の詳細評価）、④総括評価の4段階にわたって実施し、総括評価結果を運営評議員会に報告するとともに広く開示いたします（図表「評価の種類」参照）。

2. 政策金融評価部の設置

政策金融評価の専門セクションとして政策金融評価部が、政策金融評価の仕組み作りとその適正な運用に当たります。

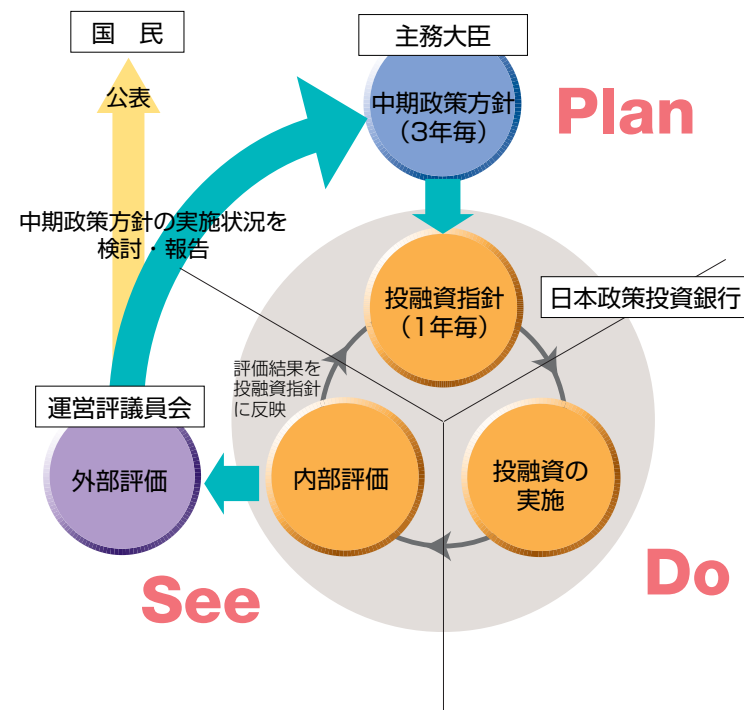
3. 個別案件評価の試行開始

平成12年10月より投融资実施時の個別案件評価を試行的に開始しました。

4. 有識者の意見聴取

学識経験者による委員会を設置し、よりよい評価制度の導入のための意見を聴取しています。

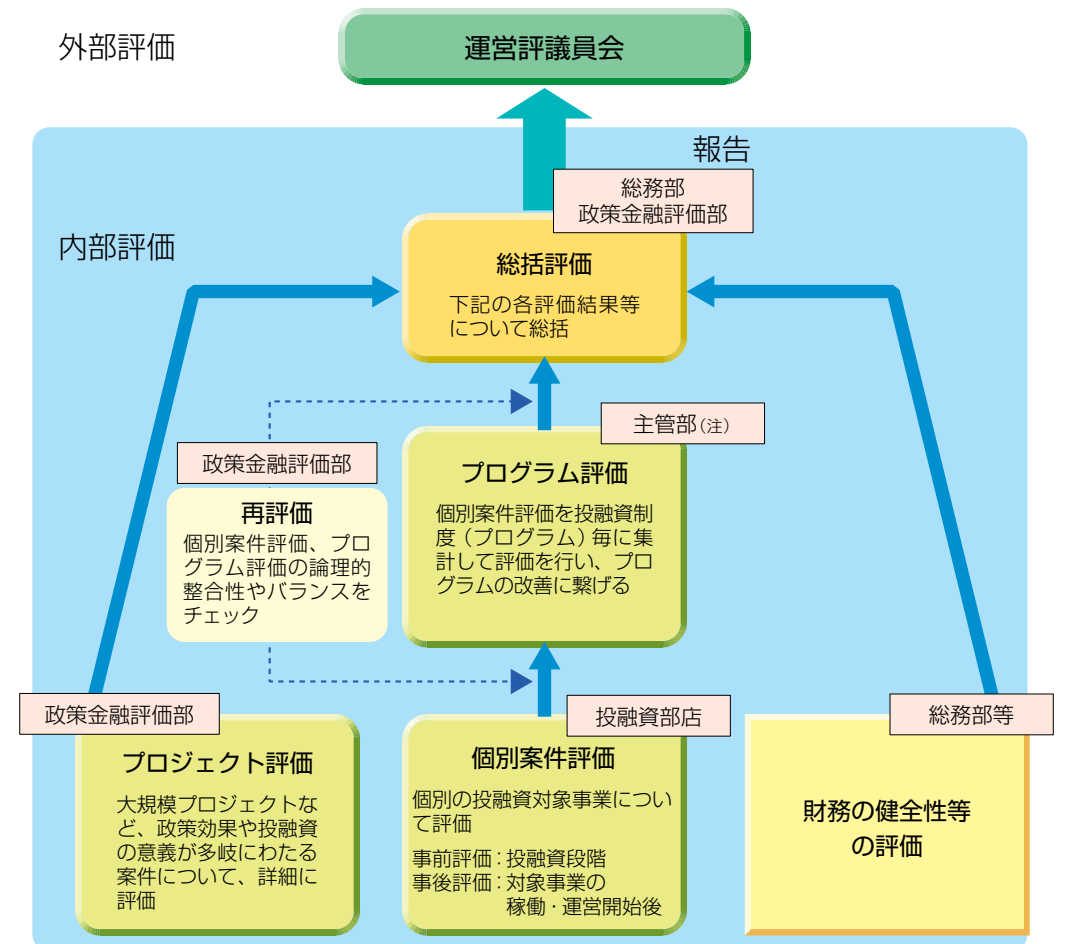
日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメント・サイクル



(評価の視点)

- 対象事業の政策的性：投融资対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果をあげるものであるか
- 投融资の意義：日本政策投資銀行の投融资が、民間金融を補完又は奨励することにより、どのように有効な成果をあげていると判断されるか

評価の種類



□：各類型の内部評価を実施する日本政策投資銀行内のセクション

(注) 主管部：各投融资制度（プログラム）にかかる投融资の方針・計画の立案等を掌るセクション。例えば、都市開発部（組織図参照）は、都市開発関連のプログラムの主管部である。

6. ディスクロージャー

当行では、業務内容、財務状況等について、積極的に開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期(予定)
1 貸借対照表	官報にて公告、各事務所に常備	6、11月
2 損益計算書		
3 財産目録		
4 附属明細書		
5 業務報告書 (業務内容、業務実績および計画、組織概要、財務状況等を掲載)	国会提出、各事務所に常備、全国の図書館、地方公共団体、経済団体並びに希望者に配付	7月
6 決算報告書	各事務所に常備	8月
7 日本政策投資銀行のご案内	各事務所に常備、一般に配付	6月
8 日本政策投資銀行ディスクロージャー誌	各事務所に常備、外国政府、外資系企業等に配付	7～8月
9 ANNUAL REPORT		8～9月
10 インターネットホームページ (業務内容・実績、財務状況、調査レポート要旨等を掲載)	インターネットにアクセスすることで閲覧可能	随時

(注1) 11年度上期以前については、日本開発銀行および北海道東北開発公庫の資料となります。

(注2) 行政コスト計算書も今後作成・開示していく予定です。

7. ALM・リスク管理体制

当行では、効率的な資源配分、適切なリスク管理を行うため、総務部を中心にALM・リスク管理体制を構築しています。また、信用リスク計量化のためのモデル構築を行い、リスク管理に活用しています。

1. 信用リスク

当行は、日本政策投資銀行法上、償還が確実に認められる場合に限り投融資を行うことができるものとされています。このため、投融資にあたっては政策意義や効果に加えて、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算性等を中立・公平な立場から審査しています。

信用リスクの的確な把握と管理のために平成11年度より内部格付制度を導入し、格付に応じて貸付金を管理する体制を整え、同時に資産自己査定を実施しています。

当行は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。

格付および資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部および信用リスク管理部がこれを決定し、検査部および外部監査を活用してその適切性を検証しています。

資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権および金融再生法開示債権も含めて、資産の分類および集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権および金融再生法開示債権を開示しています(P51)。

2. 市場リスク

(1) 金利リスク

当行は、融資(バンキング)業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析(ギャップ分析)、現在価値分析、金利感応度分析等に基づいた資産・負債の総合管理を実施しております。この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っております。なお、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っておりませんので、同業務に付随する金利リスクはありません。

(2) 流動性リスク

当行は、綿密な資金収支予定管理に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債等の長期・安定的な資金の確保により、流動性リスクに対する強固な基盤を有しております。一方、不測の短期資金繰り調整の必要等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期運用を中心としているほか、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。また、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement:1取引毎に即時に決済を行う方式)に対しても、日中の流動性を確保するとともに決済状況等について適切な管理を実施しております。

(3) 為替リスク

為替リスクは、外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することにより、リスクヘッジを行っています。なお、スワップに伴うカウンターパーティーリスク(スワップ取組み相手が義務を履行できなくなるリスク)については、スワップ取組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

Q1 日本政策投資銀行が行う「政策金融」の役割は何ですか。

A1 わが国経済は、民間を中心とする競争的な市場メカニズムを基本に、今日の発展を築き上げてきました。

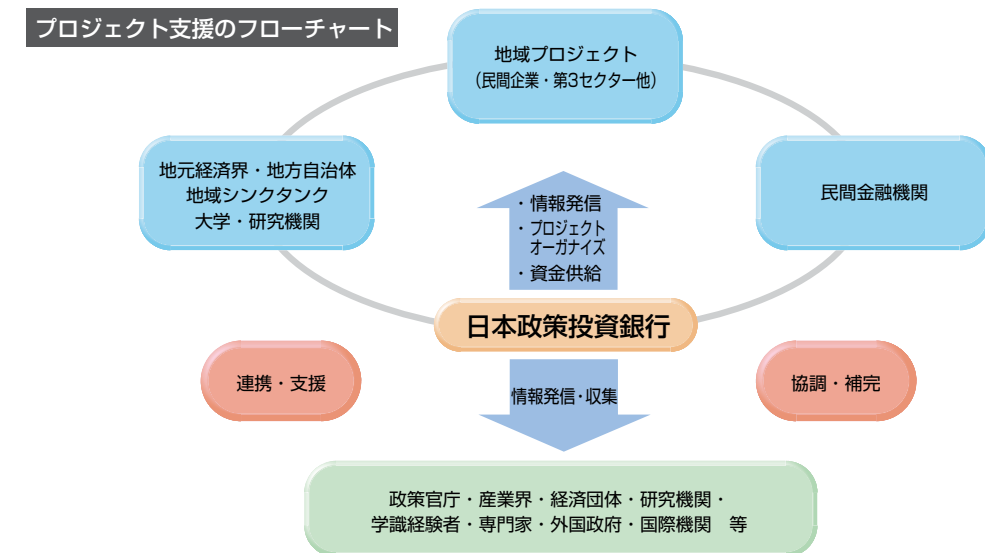
しかし、国民経済的に必要な公共的プロジェクトであっても、リスクが高い、投資回収に長期を要するなどの理由から、市場メカニズムのみに委ねては円滑な資金供給がなされない分野が少なくありません。

こうした分野に、政策的な観点から資金供給を行うことによって、民間部門の経済活動を国民経済的に見

て望ましい方向に誘導し、経済・社会課題の解決を目指すことが政策金融の果たす役割です。

政策金融は、政府信用に基づく低利の安定的な有償資金を原資としてはじめて可能となります。また、有償資金であればこそ資金を効率的に活用しようというインセンティブが働き、創意工夫が尊重されるという特徴を併せ持っています。

プロジェクト支援のフローチャート



Q2 日本政策投資銀行は、これまでどのような分野に「政策金融」を行ってきたのですか。また、現在どのような分野に重点的に対応しているのですか。

A2 日本政策投資銀行は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継して発足した銀行です。

これまで日本開発銀行は、①国民生活の基盤となる社会資本の着実な整備、②地域環境問題への取組みを含む環境・エネルギー対策、③新規事業の支援などの経済構造改革や地域活性化という視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。

一方、北海道東北開発公庫は、北海道・東北地域において、①地域の国際化・情報化、②研究開発基盤や都市基盤等の社会資本の整備、③新規事業の創出な

どの経済社会の変化に対応した自立的な地域づくりという視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。

日本政策投資銀行は、両機関のノウハウを駆使することで、わが国の社会・経済的要請を先見性をもった的確に把握し、その時代の政策課題に応じて業務分野を機動的に変化させ、時代の要請に的確に対応してまいります。

現在の業務の重点分野については、P21以降の「活動状況」をご参照ください。

時期	政策課題	重点分野
昭和 20年代	経済復興・経済自立	・電力、石炭、海運、鉄鋼等基幹産業の復興、近代化
30年代	先進国へのキャッチアップ	・機械、電子工業、合成繊維等の幼稚産業育成 ・石油化学、自動車、海運等の産業体制の整備
	地域格差の是正	・地方開発
40年代	社会開発の推進 福祉社会の建設、国民生活の改善	・都市開発、地方開発、私鉄、流通近代化 ・公害防止、住宅産業、食品安全対策
	経済社会の発展基盤整備	・国産電算機育成等技術開発 ・エネルギー確保
50年代	経済的安全確保・エネルギー安全確保	・エネルギー安定供給、石油代替エネルギー利用 ・省資源・省エネルギー
	経済の安定的発展基盤整備 国民生活の質的向上	・技術振興、情報処理・通信振興 ・都市開発、地方開発、国民生活改善
60年代～ 平成年代	経済構造調整の推進 国際経済摩擦緩和	・事業転換等産業構造調整 ・輸入体制整備等内外競争条件の整備
	内需拡大、社会資本整備推進 技術開発推進、高度情報化社会の建設 国民生活の安定と向上 地域間の均衡ある開発発展	・民間活力による社会資本整備・基幹鉄道の整備 ・バイオ、宇宙産業等先端技術開発・新電電、VAN ・重度障害者雇用促進等福祉関連 ・地域活性化、多極分散型国土形成 ・地域の技術高度化、情報化、国際化
日本政策投資銀行 設立～	国民生活の基盤充実 地球環境問題への対応 活力ある経済社会の構築・経済構造改革	・都市、交通、物流、情報・通信の基盤整備、生活福祉関連施設 ・環境対策、エネルギーセキュリティ対策 ・対日投資促進等国際化 ・事業革新、規制緩和など産業構造改革 ・新技術開発、新規事業育成
	地域経済の自立的発展	・地域活性化

Q3 欧米でも「政策金融」が行われているのですか。

A3 各国政府が市場メカニズムによる資源配分にどの程度、どのような手段で関与するかについては、それぞれ歴史的に形成された財政・金融制度等固有の事情に基づくことから、単純な比較は難しいのですが、欧州には、EU全体の政策金融機関として欧州投資銀行(EIB)が存在します。また、各国レベルでは、ドイツの代表的政策

金融機関として復興金融公庫(KfW)が挙げられます。資本市場が最も発達している米国では、わが国と同様の政策金融は比較的少ないものの、連邦レベルでは産業取引債等を活用したプロジェクト支援が幅広く行われています。

(参考)欧米各国の公的金融について

■欧州はEIBやKfW、米国は連邦信用プログラムが類似した役割

○ 代表的な総合政策金融機関の貸出等の対GDP比率

	DBJ [日本]	EIB [欧州]	KfW [ドイツ]	米国 (右記+政府 支援企業)	連邦信用 プログラム
貸出等 実績	兆円 1.6	億eur 278	億eur 434	億ドル 4,210	億ドル 742
GDP	513.7	79,341	19,824	92,992	
GDP比率	0.3%	0.3%	2.2%	4.5%	0.8%

(参考資料)各機関ディスクロージャー、WEFA「World Economic Outlook」、独連銀月報、米国商務省「Survey of Current Business」、米国Office of Management and Budget「Analytical Perspective」他
(注)数字はDBJが99年度、EIBとKfWが99暦年、米国は99会計年度(98/10～99/9)

【欧州の政策金融機関】

・欧州にはEIBやKfWなど、当行と類似した総合政策金融が存在します。
・規模も対GDP比率0.3%～2.2%程度です。

【米国の連邦信用プログラム】

・米国では、連邦信用プログラムに基づき政策的な融資や保証を行っています(対GDP比率0.8%)。
・更にファニーメイ(連邦住宅抵当金庫)等の政府支援企業による民間債権買い取りなどの間接支援が比較的大きな規模を占めています。

○公的金融部門の貸出金残高シェア

	日本	ドイツ*1	特別 金融機関	米国 (右記+政府 支援企業)	連邦信用 プログラム
政府系金融 貸出金残高	兆円 151	億eur 23,885	億eur 4,598	兆ドル 3.6	兆ドル 1.2
官民貸出金 残高合計*2	863	53,173		17.4	
政府系シェア	17.5%	44.9%	8.6%	20.7%	6.9%

(参考資料)日銀「金融経済統計月報」、独連銀月報、米国連邦準備制度「Flow of Funds Accounts of the United States」、米国Office of Management and Budget「Analytical Perspective」他

*1 KfWなどの特別金融機関+州立銀行・貯蓄銀行の合計。

*2 日本は日銀「金融経済統計月報」より作成。ドイツは代理貸し分を含む。米国は非金融部門負債残高として計算。

(注1)米国連邦信用プログラムは保証を含みます。

(注2)数字は日本が99年度、ドイツが99暦年、米国が99会計年度(98/10～99/9)

【官民貸付金残高シェア】

・公的金融機関の貸付金残高シェアで見ても、日本が各国との対比で大きく異なっている訳ではありません。

Q4 日本政策投資銀行と民間金融機関の最も大きな違いはどこにあるのですか。

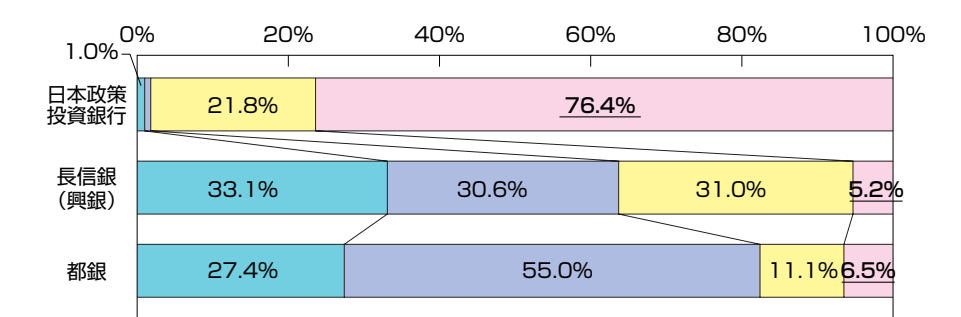
A4 民間金融機関にも、国の信用秩序との関わりから公共的な役割がありますが、株式会社であればその目的は一義的には営利追求にあると言えます。これに対して、政府100%出資法人である日本政策投資銀行は、営利目的ではなく、政策的に重要なプロジェクトを支援することにより、わが国の経済社会政策に金融上の寄

与をすることを目的としています。

また、民間金融機関が企業の資金繰り全体を対象に、長短の融資を行うのに対して、当行は国民経済的に重要なプロジェクトを対象に、民間金融のみでは供給困難な長期資金の融資を行っています。

○貸出金の残存期間別残高構成比の比較

(平成12年3月末)



(資料)本行貸付金データおよび民間金融機関ディスクロージャー誌

- 1年以下(変動・固定の区別なし)
- 1年超変動金利(期限未定を含む)
- 1年超7年以下固定金利
- 7年超固定金利(期限未定を含む)

〈日本政策投資銀行の出融資〉

【対象事業の特徴】

- ・市街地再開発などの地域支援
- ・鉄道、空港、光ファイバーなどの社会的インフラ整備、安全対策・高齢者対策、環境・エネルギー対策など

【貸付の条件：長期・低利性】

- ・当行：8割近くが7年超の固定金利融資（平均貸付期間は15年）
- ・民間金融機関：7年超の固定金利融資は数%（リスクの大きい長期資金供給力は民間においても低下傾向）
→長期・低利融資により、低収益であっても国民的に必要な事業に長期・安定的な資金供給が可能です。

Q5 業務規模はどのように変化していますか。

A5 規模適正化に向けた不断の見直しを実施しています。具体的には次のとおりです。

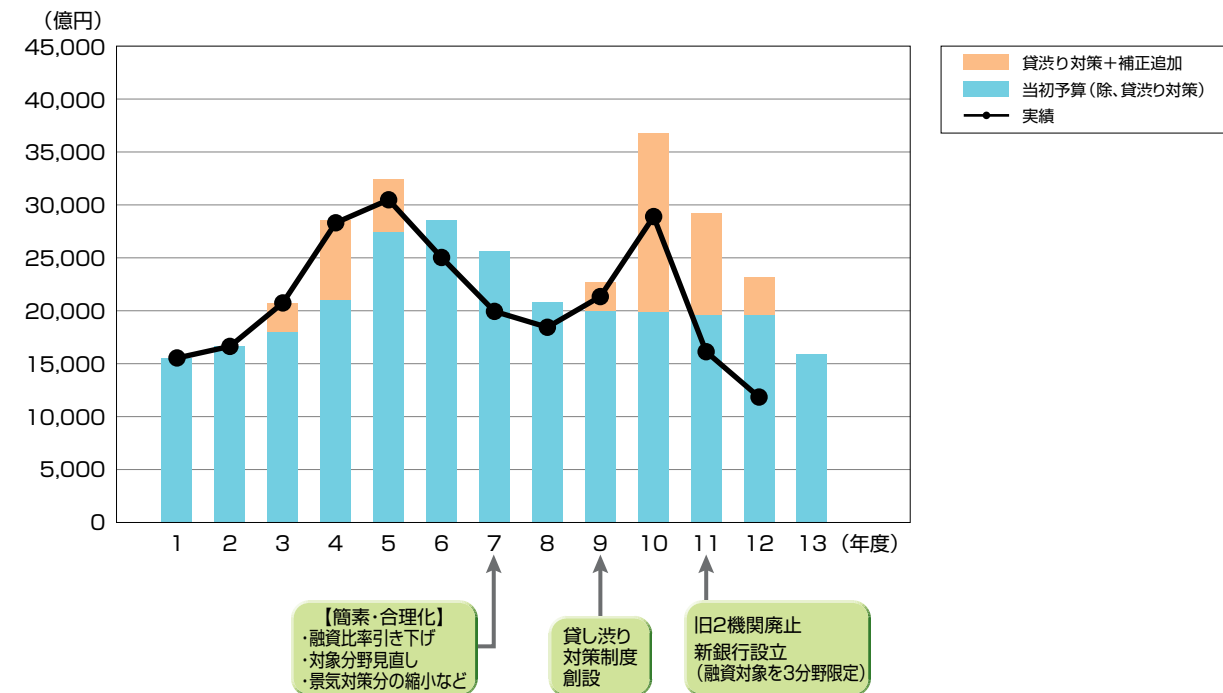
- ①経済対策（平成3年～5年）後の合理化実施
特殊法人の整理合理化（平成6年度）、与党による簡素・合理化要請（平成7年度）等により、規模を大幅縮減。
 - ・長期資金調達力の特に高い企業に対する融資比率引き下げ（5割→3割）
 - ・融資対象分野の見直し
→平成8年度には規模はほぼ経済対策前の水準へ
- ②金融危機への対応とその後の合理化（平成9年～）
 - ・「貸し渋り対策」融資（平成9年度～12年度）
→これを除けば減少基調を維持

- ・旧2機関（日本開発銀行、北海道東北開発公庫）を廃止、日本政策投資銀行を設立（平成11年10月）
→閣議決定を受け法律上も融資対象を明示
〔対象施策は「中期政策方針」として明示、外部有識者からなる「運営評議員会」がチェック〕
- ・航空機融資制度を廃止



以上から、平成13年度はピーク時の半分以下まで規模は縮小しています。
（前年比△28.3%。財投借入等は機関債発行等により△33.9%。）

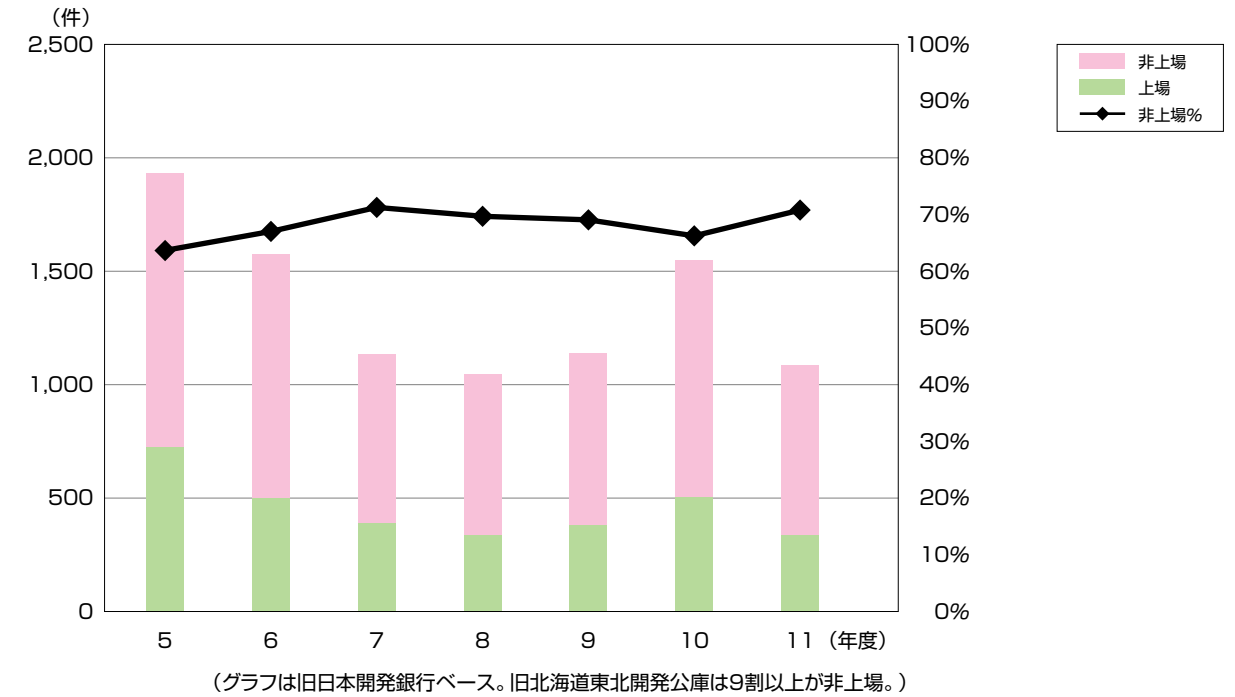
○予算措置と投融資実績の推移（旧2機関合算ベース）



Q6 どのくらいの規模の企業に融資しているのですか。

A6 プロジェクト融資なので環境対策や安全対策などでは上場企業にも融資しますが、融資案件の大部分は中堅クラスの非上場企業です。

近年の実績で見れば融資対象の約7割（旧日本開発銀行、なお旧北海道東北開発公庫は9割以上）はこうした非上場企業となっています。



Q7 日本政策投資銀行の政策融資は、民間金融機関に対する利子補給で代替できるのではないですか。

A7 現行の長期・低利の政策融資を民間金融で代替しようとすれば、まず低利化のための利子補給金について新たな財源措置を講じる必要が生じることに加えて、民間金融では最長30年までの長期・低利資金の安定的な提供には限界があります。また、政策金融においては、長年培ったノウハウに基づき、中立・公平な

立場から諸政策に適合するプロジェクトを効率的に選別するとともに、事後的にも資金用途等について適切にモニタリングする必要があります。こうした事務手続きも含めて国民経済的観点から便益・費用を比較すれば、政策金融の実施は専門の政府機関に委ねる方が望ましいと考えられます。

Q8 日本政策投資銀行の融資は地域別にはどれくらいの割合で行われているのですか。

A8 日本政策投資銀行においては、「自立型地域創造」を業務の重点項目の一つとして位置づけ、「地域社会基盤整備」、「地域活力創造」および「地域連携・地域自立支援」の3つの融資制度を中心に、様々な融資メニューによって全国各地域のプロジェクトに対する支援を行っています。

■ 地域別融資実績 (12年度)

(単位：億円、下段は全国シェア)

北海道	東北	関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
607	1,633	4,582	451	862	1,549	739	233	864	11,520
5%	14%	40%	4%	8%	13%	6%	2%	8%	100%

(注) 融資対象事業の立地点による分類。外貨貸付等を除く。

この結果、外貨貸付等を除く融資残高：17兆6,346億円のうち、地方圏向けのものは8兆6,069億円と、当行融資の約5割が地方圏向けとなっています（平成13年3月末現在）。

(単位：億円)

日本政策投資銀行 平成13年3月末残高(構成比)	
地方圏	86,069 (48.8%)
大都市圏	90,277 (51.2%)
合計	176,346 (100.0%)

(注) 大都市圏とは東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏

Q9 日本政策投資銀行の融資の利用を検討しています。窓口はどこにあるのですか。

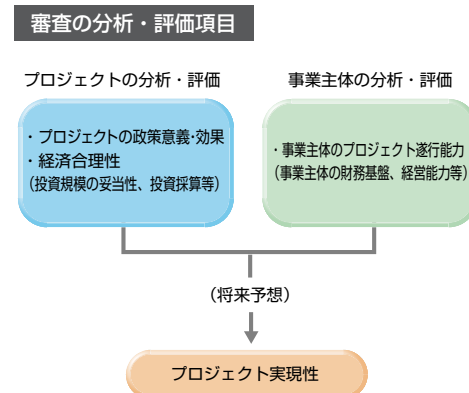
A9 日本政策投資銀行では、全国主要都市に窓口を設けて、ご計画のプロジェクトに対し、どのような資金調達が望ましいか、またどのような制度・条件(金利、期間等)でご融資できるか等について随時ご相談を承っています。

P74~75をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。

ご相談に当たっては、簡単な会社概要、プロジェクト概要などの資料をご用意ください。

Q10 日本政策投資銀行の行う融資審査のポイントを教えてください。

A10 融資のお申し込みに対しましては、貴社の概要や計画中のプロジェクトの内容についてお伺いし、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算、政策意義・効果等も審査の上、ご融資の条件等をご検討させていただきます。



Q11 日本政策投資銀行の融資条件を教えてください。

A11 日本政策投資銀行の融資条件は次の通りです。

- ① 融資額の範囲
融資金額についての上限はありませんが、通常はプロジェクトに必要な金額の一定割合となっています。
- ② 融資期間
融資期間はプロジェクトの政策趣旨に応じて目安を定めていますが、プロジェクトの収益性、設備の耐用年数なども参考にしながら、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。
- ③ 金利
当行の融資は、長期の資金を低利で融資する点が特色です。具体的な金利水準はプロジェクトの内容等に応じて定められますが、時々の金融環境に応じて変化します。

また、社会資本の整備促進および地域の活性化に寄与する公共性の高いプロジェクトに対して無利子または低利で融資を行っています。

- ④ 担保・保証
担保・保証などについては、ご相談の上、決めさせていただきます。

※登録免許税の非課税措置

資本金5億円未満の株式会社等に係る当行の債権については、当行の抵当権設定登記等の登録免許税を非課税とすることができます。

Q12 新聞で紹介されていた日本政策投資銀行のレポートが欲しい。

また、日本政策投資銀行が主催している講演会に参加したい。

A12 日本政策投資銀行では、融資や出資といった資金供給機能に加え、国民の皆さまへの情報提供を業務の大きな柱としています。

P74~75をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。

●事業再生フォーラムを開催

平成13年4月の政府の緊急経済対策において、金融再生と産業再生が最重要課題とされ、再建型の法的処理等を通じた事業再生の活性化が見込まれています。

日本政策投資銀行は、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、平成13年度予算により創設されたいわゆる「DIPファイナンス」を含む事業再生融資制度の活用を通じて、経済社会的に有用な事業の再生を図る取組みを積極的に支援しているところです。また、こうした背景を踏まえ、米国の実務の紹介とわが国における事業再生のあり方を考えるべく、国内外の第一線の実務者の方々をお招きし、事業再生フォーラムを開催いたしました。

○開催日時：平成13年5月24日

○内容

(1)米国のChapter11による事業再生実務の紹介

司会：高木新二郎 獨協大学教授・弁護士

プレゼンテーター：Tina L. Brozman 弁護士

Richard A. Gitlin 弁護士

①法的手続の中での抜本的な事業の再構築による案件事例

②Chapter11申請前から関係者が合意できる再生案を用意するPrepackaged型の案件事例

(2)金融庁の取組み 金融庁監督局

木下 信行 銀行第2課長

(3)経済産業省の取組み

経済産業省経済産業政策局

櫻井 和人 産業組織課長

(4)日本政策投資銀行の取組み

日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部

課長 豊島 俊弘

(5)パネルディスカッション

Richard A. Gitlin 弁護士

Tina L. Brozman 弁護士

園尾隆司 裁判官

(東京地裁民事20部総括判事)

高木新二郎 獨協大学教授・弁護士

(ときわ総合法律事務所)

藤原総一郎 弁護士(森綜合法律事務所)

木下信行 金融庁銀行第2課長

櫻井和人 経済産業省産業組織課長

豊島俊弘 日本政策投資銀行課長

◆ゲストスピーカー略歴

Tina L. Brozman 弁護士

ビンガム・デーナ・ムラセ法律事務所ニューヨーク事務所所属。国際倒産法の専門家。1996年に元ニューヨーク南区連邦破産裁判所首席判事として米国・国際倒産を担当。複数の国が関与する場合の破産法適用についての判決など先駆的な判決を行っている。INSOL判事委員会元議長、国際機関の顧問も務める。

Richard A. Gitlin 弁護士

ビンガム・デーナ・ムラセ法律事務所ニューヨーク事務所所属。多国間倒産、債務処理を専門とし、世界何十カ国での再建案件を担当、IMFなどの世界機関のアドバイザーを勤める。American Bankruptcy Instituteの創始者の一人、1997年にはINSOL会長も務める。



◆DIPファイナンスとは

米国において「DIPファイナンス」とは、再建型倒産手続である連邦倒産法第11章手続(Chapter11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession (占有継続債務者))に対する与信のことを指す。DIPは厳密には非管財人型の倒産企業を指すが、日本の再建型司法プロセスに照らせば、民事再生法、会社更生法等の手続申立後、計画認可決定前の与信を広くDIPファイナンスと称する場合がある。

米国における市場規模(1999年)
公開企業149社と非公開企業7社がChapter11申立(計156件)
うち47件がDIPファイナンスを受けている(計58億ドル)

◆日本政策投資銀行のDIPファイナンス取組み上のポイント

- ①継続を図る事業の経済社会的有用性および今後の存続・発展可能性の確認
- ②事業再生が見込まれることの確認(破綻原因の解明・経営責任の追及を含む)
- ③十分な債権保全による償還確実性の確認
- ④適切なデュー・デリジェンスおよび利害関係者への配慮がなされていることの確認

●第2回DBJナレッジフォーラムを開催

昨年度の設立記念シンポジウムに引き続き、去る2月7日(水)、経団連ホールにて第2回ナレッジ・フォーラムを開催しました。今回は、講師に東京大学名誉教授の石井威望氏をお招きし、「ITで拓け、21世紀の産業の未来」というテーマで、これまでの科学史の概観、ITの利用によるネットワーク社会の未来像、またITとバイオテクノロジーのリンクによる展開可能性など、幅広い内容でご講演をいただきました。



東京大学名誉教授
石井 威望 氏

●プロジェクトファイナンスの推進

プロジェクトファイナンスとは、企業の信用力や担保価値に依存するのではなく、経営ノウハウや技術力等に着眼し、事業そのものが生み出すキャッシュフローに返済原資を限定する融資形態です。

このような融資形態は、従来わが国では行われてきませんでした。近時、①自社の格付けに対する意識の高まり、②大規模プロジェクトに対するリスク管理の強化、③低下した企業信用から優良事業を切り離すことによる資金調達の手詰まり等の観点からプロジェクトファイナンスを志向する企業が急増しています。

日本政策投資銀行は、かかるニーズにいち早く応え、事業の生み出すキャッシュフローの経済性に着目したプロジェクトファイナンスによる融資に積極的に取り組んできています。

これまでに、国内初のプロジェクトファイナンス案件である中山共同発電IPPプロジェクトをはじめとして、米映画のテーマパークで今年3月にオープンした大阪のユニバーサル・スタジオ・ジャパン、PFIモデルプロジェクトへの国内初の融資実行案件である千葉県のかずさクリーンシステム(一般廃棄物広域処理事業)、同じく国内初の風力発電に対するプロジェクトファイナンス案件であるトーマンパワー苦前など、国内の主要な案件の組成および融資を行い、プロジェクトファイナンス市場の発展に貢献しています。

なお、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンおよびかずさクリーンシステムの2案件は、英国の金融専門誌ユーロマネー社によるアジア地区プロジェクトファイナンス年間最優秀賞を、それぞれ1999年、2000年に受賞しています。

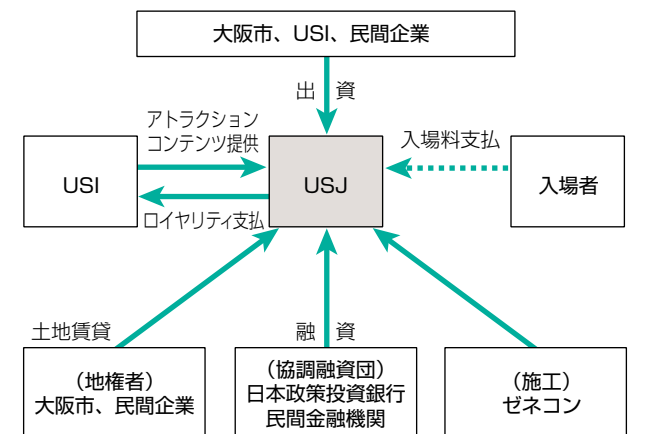
●首都圏企画室を設置

首都圏の地域問題への取組みを強化するため、平成13年度より新たに「首都圏企画室」を設置しました。

従来、比較的経済環境が良好と考えられた首都圏地域においても、①自治体の財政制約が高まる中、公共的なプロジェクトの効率的な推進への社会的ニーズが高まっていること、②ゴミ、エネルギー問題、ヒートアイランド現象など環境・エネルギー面での問題が深刻化していること、③東京オリンピック前後から高度成長期に建設された社会資本の更新期が到来していることなど、経済・社会環境が大きく変化してきています。そのような中で、そうした地域問題の分析、PFIなどの事業化のノウハウや情報の提供による支援を行う体制整備が必要と考えたものです。

具体的には、1都3県(東京、神奈川、埼玉、千葉)の調査業務、地方自治体や経済団体との連絡調整・相談業務、プロジェクト企画業務を行います。

＜ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのプロジェクトファイナンス・ストラクチャー概要＞



- (注) 1.プロジェクト・アレンジャーは日本政策投資銀行および民間4行(三井住友、三和、大和、富士銀行)
- 2.USJ取入には上記の他スポンサー契約に基づくものがある。
- 3.USJ：(株)ユー・エス・ジェイ
- USI：米国ユニバーサル社およびグループ会社
- (出所) (株)ユー・エス・ジェイ News Release資料より作成



● PFI推進に向けた取組み

日本政策投資銀行では、平成11年7月のPFI推進法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の成立を受けて、民間の資金やノウハウを活用した英国の社会資本整備手法であるPFI (Private Finance Initiative) のわが国への導入と定着に向けて、金融面・情報面からの支援を行っています。

(1) PFI相談センターの活動

平成12年1月に本店プロジェクトファイナンス部、地域企画部および全国の支店・事務所に「PFI相談センター」を設置し、地方自治体等の利便を図ると共に各地におけるPFIに対する社会的ニーズに対応しています。

PFI相談センターの主な機能は、①PFI事業を計画している自治体や事業関係者に対する情報およびアドバイスの提供と②PFIの推進に必要な知識や手法を普及啓蒙することの2つです。

具体的には、PFI相談センターを通じてPFI事業の考え方、有効な活用方法に加えて、具体的な事業の進め方やファイナンス面での留意点等について情報提供やアドバイスを行っています。

また、自治体等の講演会、研究会への講師派遣なども行っています。

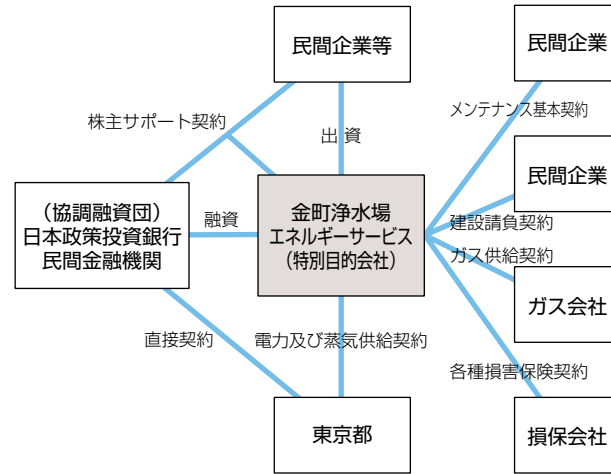
(2) 融資活動

具体的な案件への融資を通じて、PFIの良質なストラクチャー構築、民間資金の誘導を行っています。これまで、PFIモデル事業である東京都金町浄水場常用発電事業、千葉県君津広域廃棄物処理事業(かずさクリーンシステム)などに融資を行っており、このほかにもご相談を多数お受けしています。

地方財政の制約が高まる中、公共事業を民間で行うというPFIへの関心は高まっています。当行は今後も適切な事業化アドバイス(ナレッジバンク機能)や長期・低利の資金供給(マネーバンク機能)を通じてPFIの普及に貢献してまいります。

＜PFIプロジェクト例＞

東京都金町浄水場常用発電事業 (プロジェクトストラクチャー)



*東京都水道局金町浄水場における電力および蒸気供給事業。
平成12年10月～平成32年10月の20年間の運営期間における東京都からの運営収入により事業運営。

＜セミナー開催事例＞

病院PFIセミナー (平成12年10月5日開催)

(財)日本経済研究所、英国大使館、日本プロジェクト産業協議会(JAPIC)および英サーコ社(Serco Group plc)との提携により開催。

ニーズの高い公立病院のPFI事業化を取り上げ、日英の有識者による講演、パネルディスカッションを通じて我が国における適用可能性を探り、地方自治体、民間企業における計画・事業化検討のための情報提供等を行いました。

セミナーの概要は以下の通りです。

内容	講師
英国における病院PFIの個別事例紹介および現状と課題	・Lanarkshire Acute Hospitals NHS Trust Director of Strategic Planning & Development Mr. Ian Ross ・サーコ本社 Executive Director Mr. Chris Bowman
我が国における病院PFIの検討状況および課題	・日本政策投資銀行 プロジェクトファイナンス部 次長 横山 洋一郎 ・清水建設(株) 医療福祉本部 事業・施設計画第一部長 五代 正哉 氏 ・日本医療文化研究会 代表取締役 茨 常則 氏
病院PFI実現化に向けて～日英有識者によるパネルディスカッション～	・ブライズウォーターハウスクーパーズ フィナンシャル・アドバイザー・サービス(株) パートナー 野田 由美子 氏 ・上記講演者

● 新規事業支援

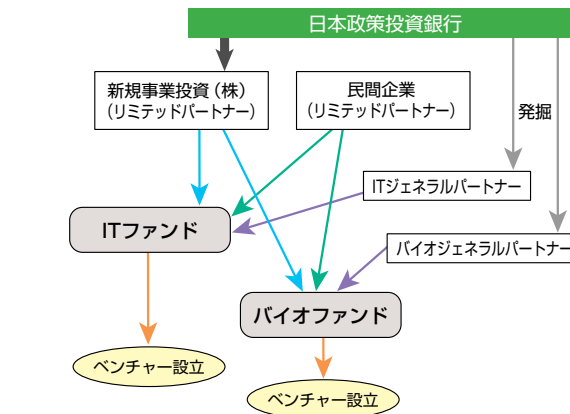
わが国経済の新たな牽引役として期待されるベンチャー企業への支援策は、平成11年11月に発表された政府の「経済新生対策」の一つの柱となるなど政策上重要な位置づけにあります。日本政策投資銀行においても、以下の対応を図っています。

【ベンチャーインキュベーションファンドの設立】

政府系ベンチャーキャピタルの新規事業投資株式会社への出資を通じ、民間のベンチャービジネス支援企業と共同でファンド(投資事業組合)を形成しています。ベンチャー企業のスタートアップ期における支援であること、民間のベンチャービジネス支援企業のノウハウを活かし協調して支援しているという特徴があります。

平成12年4月に第1号としてITファンド、平成13年1月には第2号のバイオファンドを設立しており、今後ともIT、バイオなど先端的かつ重要な分野のベンチャー企業の事業化支援を行っていきます。

インキュベーションファンドのスキーム



【知的所有権担保等の活用】

ベンチャー企業は一般的に物的担保不足のため民間金融機関から融資等が受けにくい面がありますが、ベンチャー企業の発行するワラント債への応募や、民間金融機関からの融資に対する債務保証を積極的に活用するとともに、従来から行ってきた特許権、プログラム著作権等の知的所有権担保を活用した融資にも注力しています。

【産学官連携による先進的技術開発プロジェクト事業化における中堅企業等への支援】

今後、成長の期待できる情報通信、バイオ、ナノテクノロジー、高齢化対策、環境対策等のリーディング産業を育成するために、大学や公的研究機関において研究され一定の有用性が認められた先進的な技術の事業化について、ベンチャー企業に加えて中堅企業等による事業化を支援してまいります。

【TLO設立支援】

大学における研究成果の特許化し、企業での有効活用と特許使用料等の還元を図るための橋渡しを行うTLO (Technology Licensing Organization) は、近年その重要性の認識が高まりを見せています。

当行は、東京工業大、山口大などにおいてTLOの設立や運営を支援しています。

● 災害復旧に対する支援

日本政策投資銀行は、地震、火山噴火、豪雨等の災害により被害を受けた事業者の方々に対し、その復旧活動に係る支援を行っています。

【有珠山噴火による災害に関する復旧支援】

- 火山活動関連災害特別相談窓口を設置(12年3月30日)
北海道支店、函館事務所、釧路事務所に設置。
災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。
- 災害復旧融資に関する特別措置実施(12年6月9日)
災害復旧融資に関して通常の貸付利率を下回る低利の適用を行う特別措置を実施。

【東海地方における集中豪雨被害に対する復旧支援】

- 集中豪雨被害相談窓口を開設(12年9月13日)
東海支店、津・静岡の各相談センターに設置。
災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。
なお、9/15～9/17の三連休期間中の相談窓口休日開催も実施。

【鳥取県西部地震による災害に関する復旧支援】

- 鳥取県西部地震相談窓口を開設(12年10月10日)
中国支店、松江事務所、岡山事務所、鳥取相談センター、松山事務所に設置。災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。

【芸予地震による災害に関する復旧支援】

- 安芸灘(芸予)地震相談窓口を開設(13年3月26日)
中国支店、松江事務所、岡山事務所、鳥取相談センター、四国支店、松山事務所に設置。災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。

なお、日本政策投資銀行では、自然災害等の急激な社会・経済情勢の変化への対応等、喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業に対する融資制度「緊急対応等支援融資」制度を平成13年度より追加的に設け、災害復旧等への対応を充実させています。

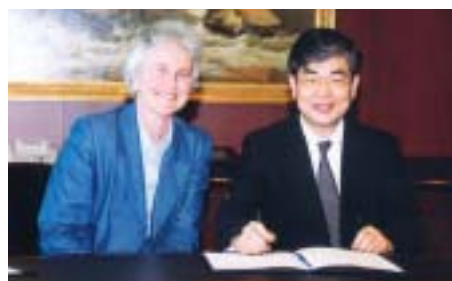
●サステナブル・ディベロップメント (持続可能な発展) 実現に向けた取り組み

サステナブル・ディベロップメント(持続可能な発展)とは、「将来世代の要求を満たしつつ、現在の世代を満足させるような発展」と定義付けられ、経済的・社会的発展と環境保護との調和、現在と将来の世代間の利害調整を適切に行うことを目指す概念です。

当行は、日本政策投資銀行法第1条(目的)において「経済社会の持続的発展」に資することが、業務目的の一つとして明記されており、その実現のために、投融資活動や調査業務などを通じた様々な貢献を行っています。

●UNEP金融機関声明への署名

平成13年6月25日に、日本の銀行として初めて「国連環境計画(UNEP)環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名しました。UNEP金融機関声明は1992年にUNEPと欧米金融機関によって作成され、「サステナブル・ディベロップメント」の実現に向け金融機関の責任の自覚を促し、与信等業務活動を通じた貢献の必要性をうたったものです。2001年3月末現在で、46ヶ国171機関が署名しています。



声明に署名する当行副総裁・松川 志と Aloisi de Lardere UNEP 技術・産業・経済局長

●投融資活動を通じた貢献

当行は、1960年に日本の政府系金融機関として初めて公害防止融資制度を創設したことを皮切りに、省エネルギー設備等への融資を行ってきました。

現在も、風力発電等クリーンエネルギーへの融資、循環型社会実現に向けたリデュース・リユース・リサイクル事業支援など、様々な環境対策を支援するための投融資活動を行っています。

〈環境関連投融資制度の代表例〉

- ・新エネルギー・自然エネルギー開発(風力発電など)
- ・国際環境マネジメントシステム(ISO14001等)構築推進
- ・環境保全型製品普及促進
- ・環境建物(屋上緑化事業など)
- ・リデュース・リユース・リサイクル対策

●調査・研究活動を通じた政策提言

温暖化を中心とする地球環境問題等の深刻化や経済活動と環境負荷に関する認識の高まりなどを考慮し、以下のような調査・研究活動を行い、積極的な政策提言を行っています。

- ・民間銀行と協力し「持続可能な社会に資する銀行を考える研究会」を設立し、環境に配慮した銀行のあり方や環境リスクへの対応手法等を検討・提言
- ・環境問題の重要性や対策の必要性・可能性について提言すべく、数多くの環境関連調査レポートを作成(2000年度における主な環境関連調査レポート)
 - 『家電リサイクルシステム導入の影響と今後』
 - 『ドイツにみる環境に対する意識改革の身近な事例』
 - 『東北エコビジネスのポテンシャルを探る』
 - 『環境にやさしい都市開発プロジェクト—NYの事例—』
 - 『経済成長との調和を図るシンガポールの環境維持政策』

●当行自身の環境負荷低減に向けた活動

平成13年4月1日の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」施行に伴い、個別の特定調達物品(紙類、文具類、機器類、OA機器等)について詳細な調達計画を策定し、計画的に低環境負荷製品の購入(通称:グリーン調達)に努めています。

〈代表的品目についてのグリーン調達目標〉

- 紙類:100%
- 文具類:100%
- 機器類:100%
- OA機器:100% など

また、政府系金融機関として、初めてグリーン購入ネットワークにも加盟しました。

サステナブル・ディベロップメント

サステナブル・ディベロップメントは、1987年にブルントラント・ノルウェー首相を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会(WCED)」が国連へ提出したレポート“*Our Common Future*”の中で初めて提唱された概念です。

国連環境計画(UNEP)

国連人間環境会議において採択された「人間環境宣言」「環境国際行動計画」の実行機関として1972年に設立された、環境にかかる啓蒙活動、情報提供等を行う国際連合の組織です。

グリーン購入ネットワーク

環境負荷の少ない製品等の購入を普及させることを目的に結成された任意団体で、多くの自治体、企業が会員となっています。